

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部
変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更
する協約

熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第 2 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野の表中(2)の項を次のように改める。

(2) 中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、高次の都市機能の維持・集積及び都市基盤の有効活用に取り組む。
	甲の役割	高次の都市機能の維持・集積を行うとともに、中心市街地の都市基盤の活用を図る。
	乙の役割	高次の都市機能及び都市基盤の活用に甲と連携して取り組むことにより地域の活性化につなげる。

別表第 3 の 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の表に次のように加える。

(2) 機関等	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
の共同設置	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

(提出理由)

熊本市と宇土市との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。